

第3章 空家等対策に関する基本方針

3-1. 基本方針

令和6年度に実施した空家等実態調査及びアンケート調査結果から把握した課題に対応するため、下記の基本方針に従い対応する。

◎【基本方針1】空家等の予防・適切な管理の促進

居住中から将来を見据えた準備ができるよう、所有者に対し、関係制度の周知を図ること

◎【基本方針2】空家等及び跡地の活用の促進

所有者・管理者に対し、利活用や除却方法などの相談窓口の整備や情報発信を行うこと

◎【基本方針3】所有者不明空家等への対応

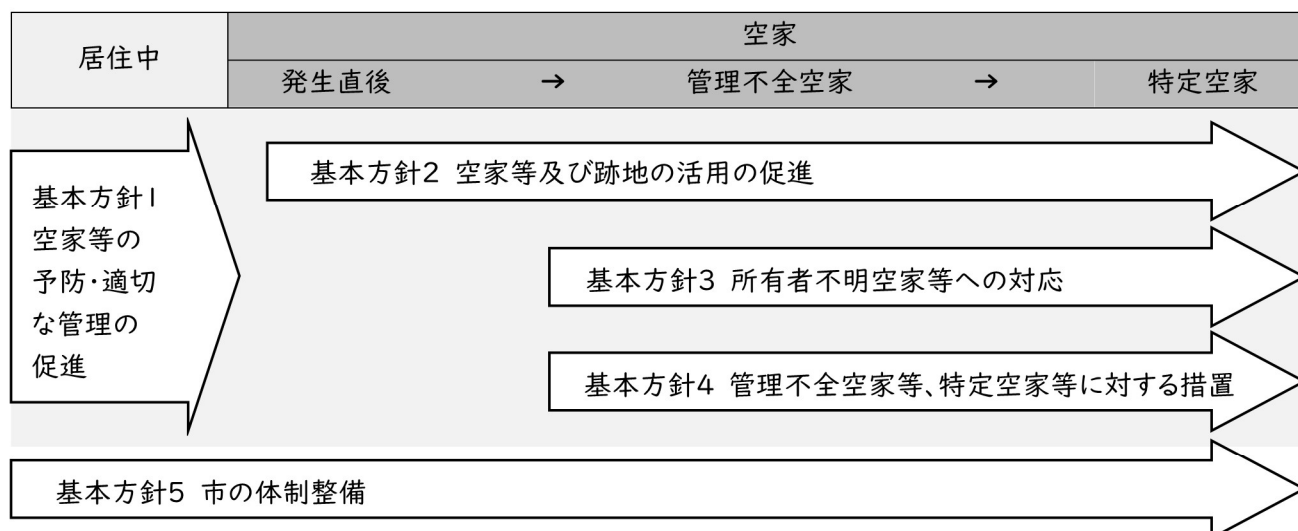
相続人が不存在であったり、所有者等の居所が不明である場合など、空家等の状態の改善が期待できない場合、法第14条に基づき、相続財産の清算人等の選任を裁判所に請求すること

◎【基本方針4】管理不全空家等、特定空家等に対する措置

管理不全空家等については、法第13条に基づく必要な措置を、特定空家等については、法第22条に基づく必要な措置を講ずること

◎【基本方針5】市の体制整備

関係部局間の連携、協議会の組織、相談体制の整備及び各法令の整備すること



3-2. 【基本方針1】空家等の予防・適切な管理の促進

住宅の所有者等が、将来空家になる可能性を認識し、居住中から将来を見据えた準備ができるよう、市は相談体制の整備を図り、関係制度の周知を行う。

居住中から所有者等ができることとしては以下のようなことが考えられる。

- ・ 家族との話し合い
- ・ 不動産名義の変更手続きなど権利関係の整理
- ・ 財産管理制度[※]の検討
- ・ 所有する物件の適切な維持管理（メンテナンス等）

※ 財産管理制度の詳細については3-4-1に記載。

3-2-1. 所有者等の意識啓発

広報誌やホームページなどで関係制度や相談窓口[※]等の周知を行う。

※ 相談窓口の詳細については3-6-1に記載。

3-2-2. 相続登記の促進

令和6年4月1日から相続登記が義務化された。相続人は、不動産を相続したことを知った日から3年以内に法務局に相続登記を申請する必要がある。相続人同士で話し合って不動産を取得した場合も、取得が決まった日から3年以内に申請が必要である。

なお、正当な理由なく、相続登記の申請をしないと10万円以下の過料が科される可能性がある。

本市においては、所有者が死亡した場合、死亡後の各種手続きに家族や利害関係者が市役所に来庁した際に、相続登記が必要な旨の案内を行う。

- ・ 死亡後の各種手続き窓口等において、相続登記に関する案内を行う。
- ・ 相続人調査等が必要な場合、司法書士会等への依頼や紹介ができるよう、連携協定等の締結について検討する。

3-3. 【基本方針2】空家等及び跡地の活用の促進

利用目的の決まっていない空家の所有者・管理者に対し、空家を流通・利活用できるよう、市は相談体制の整備を図り、関係制度の周知を行う。

3-3-1. 空家等の利活用の促進

(1) 空家等に係る情報提供

空家等に対する適正な管理を促すための文書送付時、空家利活用等の相談時、危険空家等解体工事補助金の相談時、空き家バンク登録時など、所有者・管理者と接触がある際に関係制度の周知を行う。

また、広報誌やホームページ、固定資産税の納税通知書などで関係制度や相談窓口*等の周知を行う。

- ・ 空家等の適切な管理について指針となる事項等の所有者等への周知
- ・ 空家等に関するセミナーや相談会等の開催及び周知
- ・ 補助金等の制度に関する周知（修繕等）

※ 相談窓口の詳細については3-6-1に記載。

(2) 利活用可能な空家の情報提供（空き家バンク制度）

本市ではこれまで、空家等の有効活用を通じて、移住・定住促進による地域の活性化を図るために「葛城市空き家バンク」を活用した利活用促進等の取組を進めてきた。今後、高齢化による空家等の増加が懸念されることから、更なる利活用の促進を図る。

◎ 空き家バンクによる活用支援

空家等実態調査結果より、540件の空家のうち利活用可能と思われる建築物が122件あり、その中でもアンケートで利活用を考えてみたいと回答があったのは8件であり、潜在的に利活用が可能な空家は相当数存在すると考えられる。

空家等の登録を促進するため、どのような利用希望者等がいるか等、希望条件の傾向や利用希望者数（登録者数）等の情報を提供することで、潜在的な空家等の流通を促すことを検討する。

◎ 空家等関連団体等との連携による活用支援

空家等の適正管理や流通促進に向け、空家等に関する豊富な知識を有する不動産や建築、法務等の関連団体や専門家との連携を進める。

空家等の活用支援体制を強化するため、また迅速な活用等へ促せるような体制の構築をするために、(公社)全日本不動産協会奈良県本部や(公社)奈良県宅地建物取引業協会との連携協定を締結する。

◎ 空家等の活用促進のための補助金等の検討

空家等の流通の促進を図るため、リフォームや残置物の整理等に関する費用、既存住宅状況調査費用の一部補助等について検討する。

空家等の解消を促進するため、隣地所有者が隣接する空家等を取得する際にかかる不動産仲介手数料、所有権移転登記の費用、合筆のための測量・明示費用の一部を補助することについても検討する。

3-3-2. 除却した空家等の跡地活用の促進

老朽化した危険な空家等の解体を促進し、地域の安全性の向上に資するため、市内における防災又は防犯上危険な空家等の解体費用の一部について、予算の範囲内において補助を行う。

令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度が開始され、相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した者が、一定の要件を満たした場合に、その土地を国に引き渡すことが可能となった。相続した土地の管理や処分に困っている場合に、国庫に帰属させることで、土地の管理の負担が軽減できる。

3-4. 【基本方針3】所有者不明空家等への対応

空家等の敷地について住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適切な運用を図る観点から税務部局と連携を図り、空家の所有者の特定を行うが、相続人が不存在であったり、所有者等の居所が不明である場合など、空家等の状態の改善が期待できない場合等には、その状態に応じて、法第14条に基づき、相続財産の清算人等の選任を裁判所に請求する。

3-4-1. 財産管理制度の活用（法第14条）

利害関係にない場合であっても、空家等の適切な管理のため特に必要があるときは、法第14条の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）の特例として、財産又は土地若しくは建物の管理や処分を行わせる制度（以下「財産管理制度」という。）に基づく財産管理人の選任について、家庭裁判所又は地方裁判所に請求することを検討する。

不在者財産管理制度（民法第25条第1項）

空家等の所有者が従来 of 住所を去り、容易に戻る見込みがなく、その所有者が自然人である場合、家庭裁判所に対し、不在者財産管理人の選任請求を行うことにより、不在者の全財産の管理について、管理又は処分（売却・解体等）を行うことができる。

相続財産清算制度（民法第952条第1項）

相続人があることが明らかでなく、空家等の所有者が自然人である場合、家庭裁判所に対し、相続財産清算人の選任請求を行うことにより、被相続人の全財産について、必要な処分（売却・解体等）を行うことができる。

所有者不明建物管理制度（民法第264条の8第1項）

所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない建物で、その所有者が自然人又は法人である場合、地方裁判所に対し、所有者不明建物管理人の選任請求を行うことにより、所有者不明建物等について、管理又は処分（売却・解体等）を行うことができる。

管理不全土地管理制度（民法第264条の9第1項）又は管理不全建物管理制度（民法第264条の14第1項）

所有者はいるものの管理が適切でなく、他人の権利が侵害されるおそれがある土地又は建物で、その所有者が自然人又は法人である場合、地方裁判所に対し、管理不全土地・建物管理人の選任請求を行うことにより、管理又は建物においては処分（売却・解体等）を行うことができる。

3-5. 【基本方針4】管理不全空家等、特定空家等に対する措置

管理不全空家等については、法第13条に基づく必要な措置を、特定空家等については、法第22条に基づく必要な措置を講じる。

3-5-1. 空家等に対する必要な調査及び判断

空家等に係る実態調査や、地域住民からの相談・通報等により、適切な管理が行われていない空家等に係る具体事案を把握した場合、まず、当該空家等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度等を勘案し、私有財産たる当該空家等に対する措置について、行政が関与すべき事案かどうか、また空家等の所有者等における適切な管理を促すため、必要な調査等を実施する。

1 外観目視調査（法第9条第1項）

住民等からの相談・通報があった場合や実態調査等にて把握した空家等の定期確認の際、外観目視により当該空家等の危険性や周辺に与える影響を調査する。また、必要に応じて近隣住民等への聞き取りを行う。

2 所有者等調査（法第10条第1項）

外観目視調査の結果、適切な管理が行われず周囲の生活環境に支障を及ぼしていると認められる空家等については、不動産登記簿情報・固定資産税台帳・住民票情報・戸籍謄本等から所有者の特定を行い、所有者死亡等の場合は相続人を確認する。

① 情報提供依頼（法第10条第3項）

関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対し、必要に応じて空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることを検討する。

3 所有者等への情報提供・適正管理の依頼（法第12条）

所有者等による空家等の適切な管理を促すため、所有者等調査により特定した所有者若しくは相続人等の関係者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努める。

① 所有者等への情報提供

所有者等は、空家等の所在地から遠方に居住している場合もあり、所有する空家等の状況を把握していない可能性がある他、相続により取得した場合、空家等の所有者であることを認識していない可能性も考えられる。そのため、所有者等へ文書若しくは口頭にて空家等の現状を伝えるとともに、必要に応じて空き家総合相談窓口や補助金等制度等の各種制度に関する情報提供、助言を行うことで所有者等自身による問題解決を促す。

② 適正管理の依頼

文書若しくは口頭にて適切な管理を行うよう連絡し、状況の改善が認められない場合には、所有者等に対し繰り返し適正管理の依頼・助言等を行い、改善を求める。

4 立入調査等（法第9条第2項から4項）

特定空家等候補となる空家等に対し、必要に応じて立入調査を行い、外観目視調査では確知しえなかった空家等の状態及び周辺的生活環境に及ぼす影響を調査する。なお、判定は葛城市策定の葛城市内における管理不全空家等及び特定空家等の判断基準指針(評価指標等)（案）（以下、「判断基準」という。）に基づいて行う。

① 事前通知

立入調査を行う場合、所有者等に対し通知することが困難な場合を除き、立入調査を実施する5日前までにその旨を所有者等へ通知する。（法第9条第3項）

② 立入調査員証の交付

市長は、立入調査を行う職員若しくは市が委任した者（以下、「調査員等」という。）に対し、立入調査員証を交付の上、立入調査の際に携帯させる。また、調査員等は、関係者の求めに応じて立入調査員証を提示する。（法第9条第4項）

③ 調査実施

特定空家等に対する助言又は指導、勧告、命令の措置を行うのに必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告を求める、又は調査員等により、空家等と認められる場所に立ち入って調査を行う。(法第9条2項)

* 妨害や虚偽報告等による処分

当該空家等に関する事項に関し報告の求めに応じない、若しくは虚偽の報告を行った場合や、立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処される。(法第30条2項)

5 特定空家等の判断

立入調査等の結果を踏まえ、判断基準に基づき、建築に詳しい職員や外部専門家による総合的な判断により、特定空家等の認定を行う。なお、判断基準に更新がある場合は、最新の内容に準じて判断する。

3-5-2. 管理不全空家等に対する措置

適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる管理不全空家等と認められたものは、法に基づく措置を行うとともに、所有者等における自発的な状態の改善を促す。

1 指導（法第13条第1項）

管理不全空家等の所有者等に対し、当該管理不全空家等に関し、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう「指導」を行う。

2 勧告（法第13条第2項）

「指導」をしてもなお管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、所有者等に対し、特定空家等に該当することを防止するために必要な具体的な措置について「勧告」を行う。

地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2及び第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する課税標準の特例（住宅用地特例）を受け、その固定資産税等（固定資産税及び都市計画税）が減額されている場合において、税務部局と連携し、住宅用地特例の対象から除外する。

3-5-3. 特定空家等に対する措置

特定空家等と認定されたものは、法に基づく措置を迅速に行うとともに、措置を進める中でも、所有者等における自発的な状態の改善を促す。

1 助言又は指導（法第22条第1項）

特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう「助言又は指導」を行う。

① 文書による助言又は指導の実施

空家等の状況・助言又は指導の内容を明確に記した文書により助言又は指導を行う。

② 今後の措置による負担の説明

助言又は指導に応じない場合には、法第22条第2項の「勧告」を行う可能性があり、この「勧告」を受けた場合は、当該空家等に係る敷地について、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2及び第702条の3の規定に基づき固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることをあらかじめ記載し、所有者等が自ら改善することを促すよう努める。

2 勧告（法第22条第2項）

「助言又は指導」をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、繰り返し「助言又は指導」を行うべきか、「勧告」するか検討の上、必要がある場合は、当該「助言又は指導」を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを「勧告」する。

① 文書による勧告の実施

勧告は、勧告の内容・履行期限を明確に示した文書により行い、配達証明郵便又は配達証明かつ内容証明の郵便で送付する。

② 固定資産税の住宅用地特例対象除外に係る説明

この勧告により、当該空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2及び第702条の3の規定に基づき固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることを勧告の文書に記載する。

③ 今後の措置に関する説明

勧告に応じない場合、法第22条第3項の「命令」を行う可能性があることも、あわせて記載する。

3 命令(法第22条第3項)

「勧告」を受けた者が正当な理由なく、その「勧告」に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その「勧告」に係る措置をとるよう「命令」を行う。

① 通知書の交付

市長は、措置を命じようとする者又は代理人に対し、あらかじめ命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与える。(法第22条第4項)

② 通知書の交付を受けた者の権利

上記通知書の交付を受けた者は、交布を受けた日から5日以内に市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。(法第22条第5・6項)

③ 公示

市長は、命令を行った場合、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示する。(法第22条第13項)

* 命令に違反した場合の処分

この命令に違反した者は50万円以下の過料に処される。(法第30条第1項)

* 災害その他非常の場合における緊急安全措置

災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認められるときで、法第22条第3項から第8項までの規定により当該措置をとるよう命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、市長又はその命じた者若しくは委任した者(以下、「措置実施者」という。)にて当該措置を行う。(法第22条第11項)

また、当該措置に要した費用については、行政代執行法第5条及び第6条の規定に基づき、市が当該特定空家等に係る命令対象者(所有者等)から徴収する。(法第22条第12項)

4 代執行（法第22条第9項）

「命令」を受けた者がその措置を履行しない場合、履行しても不十分な場合又は履行しても期限までに完了する見込みがない場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、周辺への悪影響の程度と切迫性等を総合的に判断し、必要に応じて「代執行」を行う。

① 文書による戒告

市長は、代執行を行うにあたり、義務者となる当該特定空家等に係る命令対象者（所有者等）に対し、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がされないときは、代執行を行う旨をあらかじめ文書で戒告する。（行政代執行法第3条第1項）

② 代執行の時期・費用概算見積額の通知

市長は、戒告を受けた者が期限までに履行しなかった場合、代執行令書をもって、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。（行政代執行法第3条第2項）

③ 執行責任者証の交付

市長は、代執行のために現場に派遣する執行責任者に対し、執行責任者証を交付する。執行責任者はこの証を携帯し、関係者の要求があったときは、これを呈示する。（行政代執行法第4条）

④ 代執行に要した費用の徴収

代執行に要した一切の費用は、市が義務者から徴収する。（行政代執行法第2条）

5 略式代執行（法第22条第10項）

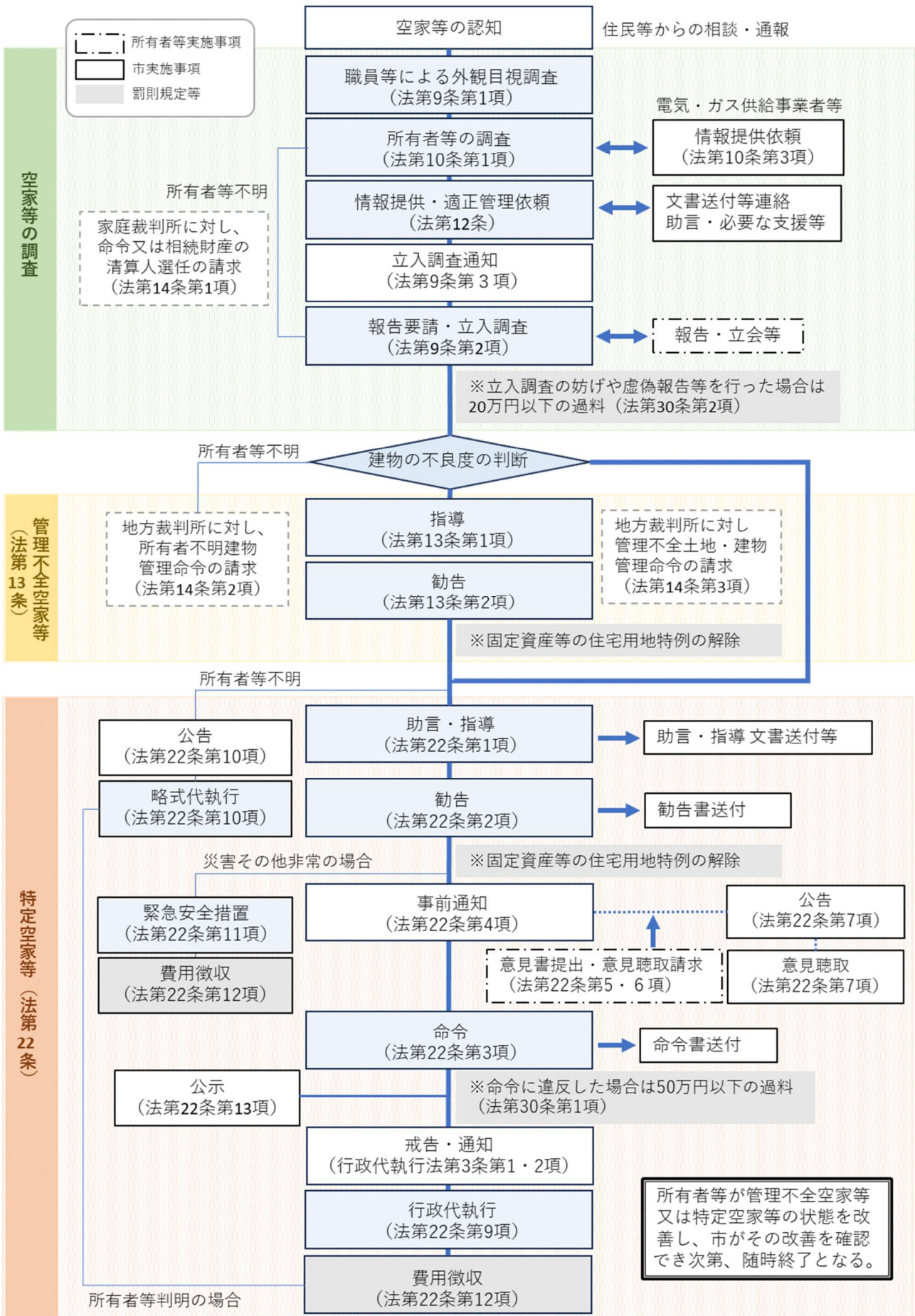
必要な措置を命じようとする場合において、本市に過失なく、その措置を命ぜられるべき者（所有者等）を確認することができない場合は、市長又は措置実施者にて当該措置を実施する「略式代執行」を行う。

① 略式代執行実施に係る公告

市長は、略式代執行を行うにあたり、相当の期限を定めて、その措置を命ぜられるべき者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨をあらかじめ公告する。

② 略式代執行に要した費用の徴収

略式代執行を行った後、所有者等が判明した場合は、行政代執行法第5条及び第6条の規定に基づき、当該所有者等から当該措置に要した費用を徴収する。（法第22条第12項）



3-5-4. 関係法令に基づく措置

「3-5-1.空家等に対する必要な調査及び判断」及び「3-5-2.管理不全空家等に対する措置」・「3-5-3.特定空家等に対する措置」に示した法に基づく対応のほか、その他の関連する法令の適用も考慮し、必要な措置を行う。

(1) 葛城市条例

緊急安全措置

適切な管理が行われていない空家等について、倒壊、崩壊、崩落等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置（以下、「緊急安全措置」という。）を講じる。

① 緊急安全措置に係る通知

緊急安全措置を講じる場合は、当該空家等の所在地及び措置の内容を当該所有者等に通知する。

② 緊急安全措置に係る告示

所有者等又はその連絡先を確知できないときは、緊急安全措置を講じる空家等の所在地及び措置の内容を告示する。

③ 緊急安全措置を講じる者の身分証明書類交付

市長は、緊急安全措置を講じる者に対し、その身分を示す証明書類を交付します。緊急安全措置を講じる者はこの証を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示する。

④ 緊急安全措置に要した費用の徴収

緊急安全措置に要した一切の費用は、市が所有者等から徴収する。

⑤ 告示による緊急安全措置に要した費用の徴収

上記②の措置を講じた場合において、所有者等が判明したときは、市が当該所有者等から当該措置に要した費用を徴収する。

※ (1) 葛城市条例に基づく措置 における『緊急安全措置』においては、条例の制定後（令和8年3月予定）に、該当の条項等を追記する予定である。

(2) その他関係法令

建築基準法(昭和25年法律第201号)

特定行政庁は、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。(第10条)

消防法(昭和23年法律第186号)

消防長、消防署長その他の消防吏員は、火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者等に対し、除去その他の処理等、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあって履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、当該消防職員又は第三者にその措置をとらせることができる。(第3条)

道路法(昭和27年法律第180号)

道路管理者は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。(第44条4項)

道路管理者は、違法放置等物件が、道路の構造に損害若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められ、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらない等の場合は、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。(第44条の3)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

市長は、当該市市村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。(第64条)

災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去は救助の一種とする。(施行令第2条)

3-6. 【基本方針5】体制整備

空家は防災、防犯、衛生、景観等、問題が多岐にわたることから、市の関係部局と連携を図り横断的に対応する必要がある。また、居住中から空家初期、特定空家の段階など、状況に応じて対応が変化するため、関係部局間と連携が図れるよう体制を整備する必要がある。

また、外部有識者が参画する空家等対策協議会を組織し、空家等対策計画の変更、及び重要事項の実施に関する協議を行うものとする。

3-6-1. 空家等に関する対策の実施体制

(1) 庁内における連携

分類	分野	担当窓口
住民相談	空家等に関する全般的な相談対応	都市計画課
空家等の予防	地区からの情報提供に関する対応	都市計画課
	地域住民への情報発信	都市計画課、秘書広報課、税務課
空家等の適正管理	空家所有者等への啓発	都市計画課
	空家所有者等の確知	税務課
空家等の利活用	移住に関する情報発信	企画政策課
	空き家バンク等による流通支援	企画政策課
	空家に関する事業や補助金	都市計画課
	商業系の利活用	商工観光プロモーション課
管理不全・特定空家等関連	観光まちづくり系の利活用	商工観光プロモーション課
	管理不全・特定空家等への措置 (助言又は指導・勧告・命令・代執行)	
	建築物・擁壁の破損や倒壊等	都市計画課
	道路敷への影響	建設課
	景観の阻害	都市計画課
	ごみの放置や不法投棄等	環境課
	立木や雑草の放置	環境課
	有害鳥獣 (イノシシ・シカ・サル・熊・アライグマ 他)	農林課
不法侵入・火災予防等	防犯	生活安全課
	防災	生活安全課
空家等対策計画	空家等実態調査、空家等に関するデータベースの管理	都市計画課
	空家等対策計画の見直し	都市計画課

(2) 民間事業者等との連携

空家等の対策は住宅等の管理だけでなく、流通や地域環境、法規制や地域コミュニティなど様々な課題が伴うことから、専門的かつ幅広い分野での情報収集が必要となる。そのため、専門的な知識や技術を有する民間事業者等と連携し、情報提供や技術的な支援等を行うなど対策の実施に積極的に協力することが求められる。

また、民間事業者自らが管理する住宅等についても、空家化しないよう適切な管理を行うとともに、空家化した場合は、早急な解消に努めることを求めていく。

① 空家等管理活用支援法人(法第23条第1項)

空家等管理活用支援法人(以下、「支援法人という。」)に関しては、国のガイドラインを基に対応を検討する。なお、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、支援法人の指定を行わないものとする。

② 官民連携

空家の活用や適正管理を促進するため、空家所有者の同意を得た上で、(公社)全日本不動産協会奈良県本部や(公社)奈良県宅地建物取引業協会、奈良県司法書士会等の民間事業者団体に空家に関する情報を提供する仕組みなど、官民連携の取り組みについて検討を進める。

(3) 空家等対策協議会との連携

空家等対策協議会では、空家等対策計画の変更、及び重要事項の実施に関する協議を行うものとする。特に、以下の事項については協議会の意見を踏まえ対応する。

- ① 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断
- ② 特定空家等に対する命令等の措置